

## 障害者支援センター等の名称変更について

### 1. 趣旨

- 平成 18 年度に、障害者の身近な地域で相談支援を行う「障害者地域生活支援センター」を開設。
- 平成 30 年度から、親なき後への対応として「障害者支援センター」の設置を進めている。
- 名称が類似している、役割の違いがわかりにくい、相談先がわからない等の課題があることから、各センターの役割整理を行い、利用者や市民にわかりやすい名称に変更する。

### 2. 変更日

- 令和 3 年 4 月 1 日

### 3. 名称及び機能の整理について（方針）

センター名称	障害者支援センター	障害者地域生活支援センター
根拠	障害者総合支援法 (地域生活支援事業)	障害者総合支援法 (地域生活支援事業相談支援事業実施要領)
設置目的 及び 機能	親なき後対策としての障害者の地域生活の支援拠点 <u>緊急受入・日中活動の場の提供を行う</u> 市独自の <u>障害者見守り・災害時要援護者支援</u> を一体的に実施する	地域で生活する <u>障害者のための総合相談窓口</u> (24 時間 365 日対応可)
箇所数 (R3. 4. 1)	9	19
設置場所	各区 1 か所ずつ (令和 2 年度末に全区完了)	各区 1 ～ 3 か所
事業形態	委託・自主	委託



名称改正	障害者地域生活支援拠点	障害者相談支援センター
変更趣旨	国の事業名称に変更。 緊急時対応、平時の見守り支援等障害者の地域での生活継続を支援する	障害者の相談支援の窓口であることを明確にする